

静岡市地域防災計画 令和6年度の主な修正

令和7年1月28日 静岡市防災会議

目 次

- 1 地域防災計画の再編
- 2 国や県の計画修正に基づく本市地域防災計画の修正

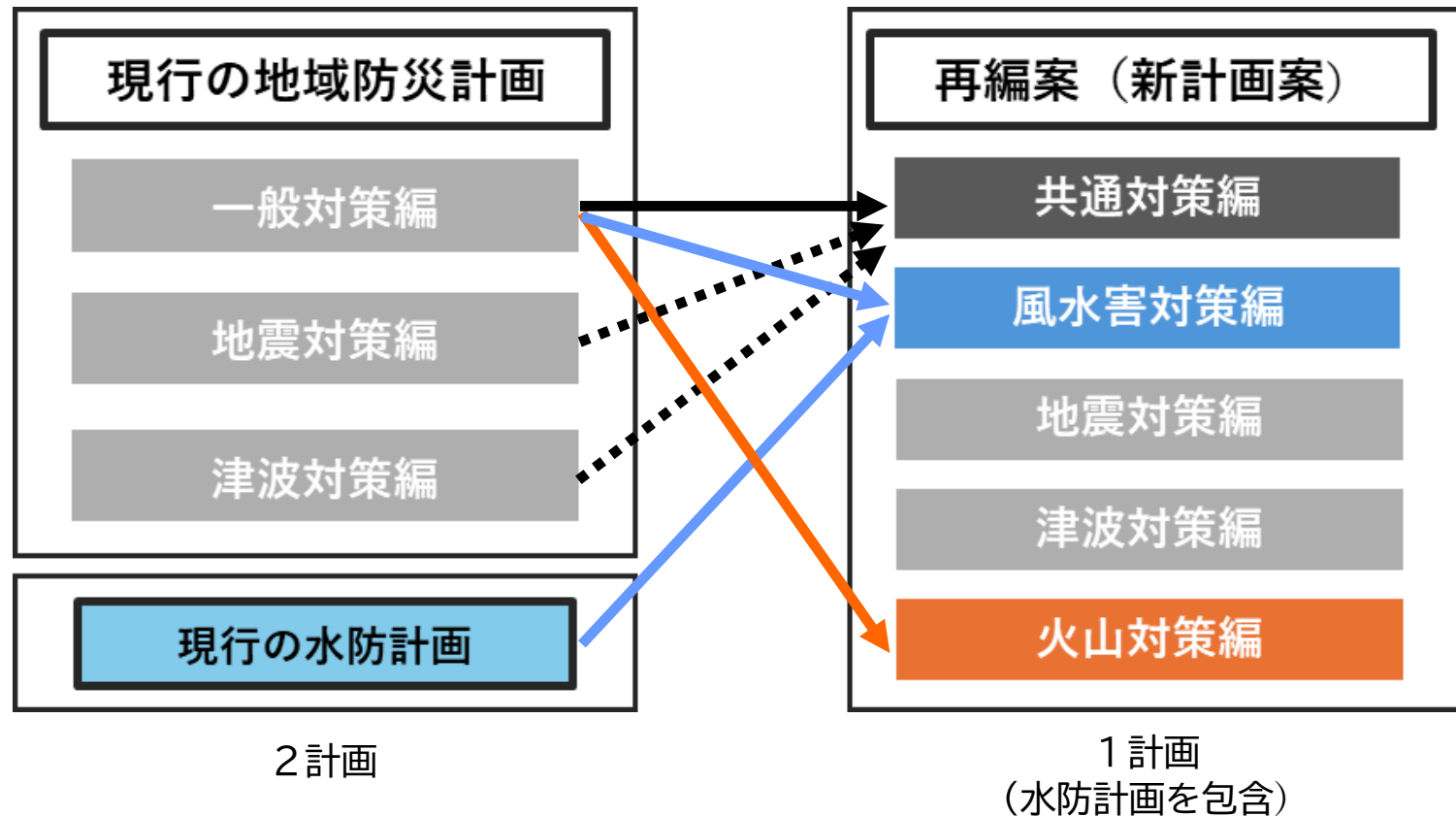
1 地域防災計画の再編

1 地域防災計画の再編

再編の概要

- (1)  風水害対策編の新設（別に定めていた水防計画の一体化）
- (2)  火山対策編の新設（災害種別ごと編立てしている国・県の計画にあわせ、一般対策編から分立）
- (3)  共通対策編への集約等（一般対策編を共通対策編に改め、各編重複記載の整理）

【再編のイメージ】



1 地域防災計画の再編

(1)風水害対策編の新設（別に定めていた水防計画との一体化）

令和3年2月16日付内閣府等通知において、災害対策基本法及び水防法に規定された内容が盛り込まれていれば、地域防災計画と水防計画を一体化し策定することが可能であることが示された。

現行の地域防災計画（一般対策編）

発 災 前	発 災 後
第 2 章 災害予防計画	第 3 章 災害応急対策
第 1 節 河川の災害予防計画	：
第 2 節 津波・高潮災害予防計画	第 30 節 社会福祉計画
第 3 節 道路・橋りょう・鉄道災害予防計画	第 31 節 農林水産業対策計画
第 4 節 砂防・地すべり・がけ崩れ予防計画	第 32 節 消防計画
第 5 節 断水対策	第 33 節 水防活動
第 6 節 農林水産災害予防計画	第 34 節 応援協力計画
第 7 節 倒木被害防除計画	第 35 節 賃金職員の雇用計画
第 8 節 盛土災害防除計画	第 36 節 自衛隊派遣要請の要求計画
：	第 37 節 海上保安庁に対する支援要請の依頼計画

※現行の一般対策編から風水害対策の要素を抽出



現行の水防計画

水防法に基づく水防活動、関係機関との調整、設備等の整備・運用を規定。

※計画全体を災害フェーズに並び替え統合

新地域防災計画(風水害対策編)

第1章	総 則
第2章	災害予防計画
第3章	災害応急対策
第4章	災害復旧計画

※総則などは県防災計画の記載項目に準じて追加

【メリット】

・災害対策基本法と水防法に規定する内容を地域防災計画に一体化することで、風水害対策を1つの計画に基づき対処することが可能となり、計画修正事務の効率化も図られる。

1 地域防災計画の再編

(2) 火山対策編の新設（災害種別ごと編立している国・県の計画にあわせ、一般対策編から分立）

令和5年3月に改定された富士山火山広域避難計画において、本市の一部が避難対象エリアに指定され、避難の方針が示されたことから、一般対策編から火山対策の要素を抽出し、火山対策編として整理した。

現行計画（一般対策編）

発 災 前

第 2 章 災害予防計画

- 第 23 節 災害ボランティア活動の環境整備と啓発
- 第 24 節 富士山の火山災害予防計画
- 第 25 節 原子力災害に関する事前対策計画
- 第 26 節 救助・救急活動に関する計画

発 災 後

第 3 章 災害応急対策

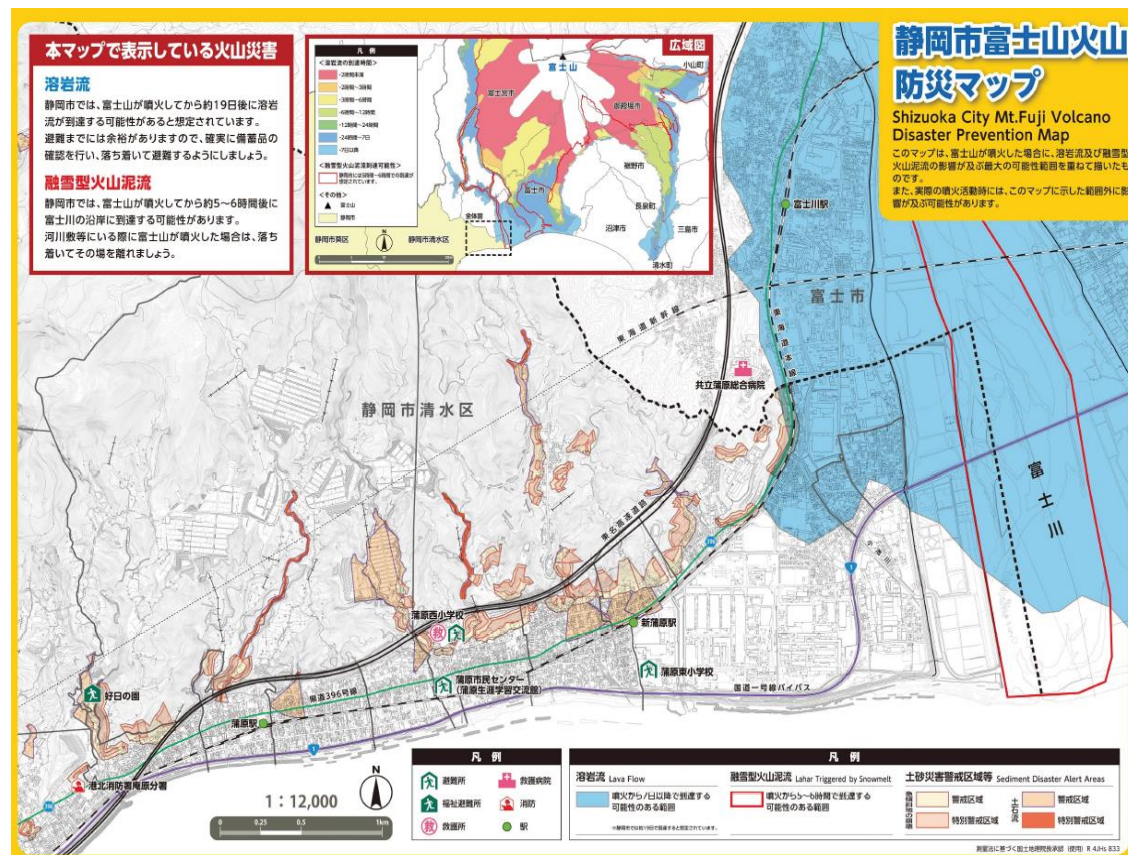
- 第 43 節 通訳ボランティア活動支援計画
- 第 44 節 富士山の火山災害応急対策計画
- 第 45 節 原子力災害に関する応急対策計画

※現行の一般対策編から火山対策の要素を抽出

再編案（火山対策編）

- 第1章 総 則
- 第2章 災害予防計画
- 第3章 災害応急対策
- 第4章 災害復旧計画

※総則等は県防災計画の記載項目に準じて構成



【本市に想定される被害】

- ・ 溶岩流 噴火から約19日後に清水区蒲原の一部に到達する可能性あり
- ・ 融雪型火山泥流 噴火から5～6時間で富士川を流下し市域到達の可能性あり
- ・ 降灰 清水区及び葵区の一部で2～10cmの降灰する可能性あり

1 地域防災計画の再編

(3) 共通対策編への集約等（一般対策編を共通対策編に改め、各編重複記載の整理）

- 各対策編で共通する事項を、共通対策編に集約

例：地震対策編 第5章 第5節 応援協力計画（資料2－3 P87 参照）

第5節 応援協力計画

- 1 県への応援要請
- 2 指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対する職員の出向要請等
- 3 民間団体等に対する応援要請
- 4 緊急消防援助隊の要請
- 5 他の市町村長等に対する応援要請
- 6 自衛隊の災害派遣要請の要求
- 7 海上保安庁への支援要請の依頼
- 8 協定締結団体等への要請
- 9 支援受入施設の確保
- 10 経費の負担



第5節 応援協力計画

▼共通対策編 第3章 第32節「応援協力計画」、第34節「自衛隊派遣要請の要求計画」、第35節「海上保安庁に対する支援要請の依頼計画」に準ずる。

- 本編と資料編に重複する図表等を資料編に集約（そのほか資料編に掲載することが適しているものを資料編に移動）

例：表3－8 自衛隊災害派遣集結候補地（資料2－1 P219）参照

表3－8 自衛隊災害派遣集結候補地

	施設名	所在地	用途
1	駿府城公園	葵区駿府城公園1番	指揮所
2	静岡焼津信用金庫総合グラウンド	葵区東瀬名町13番地	集結地
3	西ヶ谷総合運動場駐車場	葵区西ヶ谷8番地の1	〃
4	東海大学付属静岡翔洋高等学校	清水区折戸3丁目20番1号	〃
5	富士川河川敷スポーツ広場	清水区蒲原官有無番地	〃
6	清水日本平運動公園駐車場	清水区村松3880番地の1	〃
7	清水庵原球場多目的広場	清水区庵原3000番地	〃



◇資料編4-25：自衛隊災害派遣集結候補地

2 国や県の計画修正に基づく本市地域防災計画の修正

2 国や県の計画修正に基づく本市地域防災計画の修正

法的な根拠

地域防災計画（災害対策基本法 第42条）

市町村防災会議は、防災基本計画に基づき、毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正しなければならない。

水防計画（水防法 第33条）

指定管理団体の水防管理者(市長)は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更しなければならない。

水防管理者は、水防計画を変更しようとするときは、防災会議に諮らなければならない。



本市においても、国や県の計画や法令改正等との整合を図るとともに、静岡市の災害応急対策等における実効性を確保するため、関係機関からの意見等をあわせ地域防災計画（水防計画を含む）を修正する。

2 国や県の計画修正に基づく本市地域防災計画の修正

主な修正項目一覧（詳細は以降のスライドに記載）

防災基本計画の主な修正内容

防災基本計画修正（令和6年6月）の概要

■防災基本計画

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する総合的かつ長期的な計画で、指定行政機関や指定公共機関が作成する防災業務計画や、自治体が作成する地域防災計画の基本となるもの

主な修正項目

最近の施策の進展等を踏まえた修正

- 新たな総合防災情報システムの運用開始**
 - ・防災情報の総合防災情報システム（SOBO-WEB）への集約
- 水害対策の強化**
 - ・道路のアンダーパス冠水等を踏まえた対策の強化
- 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援**
 - ・自治体、保健所、福祉関係者等の間で連携した状況把握の実施
 - ・在宅避難者、車中泊避難者に対する支援に係る拠点の設置や、被災者支援に係る情報の提供

関連する法令の改正を踏まえた修正

- <活動火山対策特別措置法の改正>
 - 活動火山対策の強化**
 - ・火山調査研究推進本部の設置
 - ・「火山防災の日」を活用した防災知識の普及
 - ・登山届等を容易に提出できる仕組みへの配慮
- <医療法の改正>
 - 災害支援ナースの充実・強化**
- <水防法及び気象業務法の改正>
 - 国が取得した指定洪水予報河川に関する予測水位情報について、都道府県の求めに応じた提供の実施**
- <災害対策基本法施行令の改正>
 - 緊急通行車両確認標章等の事前交付**

令和6年能登半島地震を踏まえた修正

<令和6年能登半島地震に係る検証チーム>

- 被災地の情報収集及び進入方策**
 - ・車両や資機材の充実・小型化・軽量化
 - ・無人航空機、SAR衛星、衛星インターネット等の活用
 - ・海路・空路を活用した道路啓開に向けた調整
 - ・道路管理者と生活インフラ事業者との連携強化
- 自治体支援**
 - ・派遣職員が現地で自活できる資機材や装備品の充実
 - ・応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等のリスト化
- 避難所運営**
 - ・パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置
 - ・避難所における生活用水の確保
 - ・トイレカー等のより快適なトイレの設置への配慮
 - ・高齢化の進展を踏まえた福祉的な支援の充実・明確化
 - ・保健医療福祉に係る支援者（IRAT、JDA-DAT等）の明確化
- 物資調達・輸送**
 - ・運送事業者等との連携による、物資輸送拠点の効率的な運営に必要な人員、資機材等の速やかな確保
- <その他各省市における振り返り>
 - 長時間継続する津波の見通し等に関する解説**
 - より実態に即した液化化リスク情報の提供**

※今後、政府においては、中央防災会議・防災対策実行会議の下に設置するワーキンググループで、引き続き有識者等を交えた検証を行うとともに、フェーズごとに災害対応業務を「見える化」することや、実践的な訓練・研修等に取り組んでいく。

市地域防災計画への反映箇所

（1）最近の施策等の進展を踏まえた修正

- ① 新総合防災情報システムの運用開始
- ② 水害対策の強化
- ③ 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

スライド 11

スライド 12

スライド 13

（2）関連する法令の改正を踏まえた修正

- ・活動火山対策の強化

スライド 14

（3）能登半島地震を踏まえた修正

<令和6年能登半島地震に係る検証チーム>

- ① 被災地の情報収集及び進入方策
- ② 自治体支援
- ③ 避難所運営
- ④ 物資調達・輸送

スライド 15

スライド 16

スライド 17

スライド 18

出典：内閣府HP 令和6年度防災基本計画修正の概要

県水防計画の主な変更内容（市水防計画への反映箇所）

スライド 19

（1）応急復旧箇所を準重要水防箇所に追加

（2）水防区長への通報情報の具体化

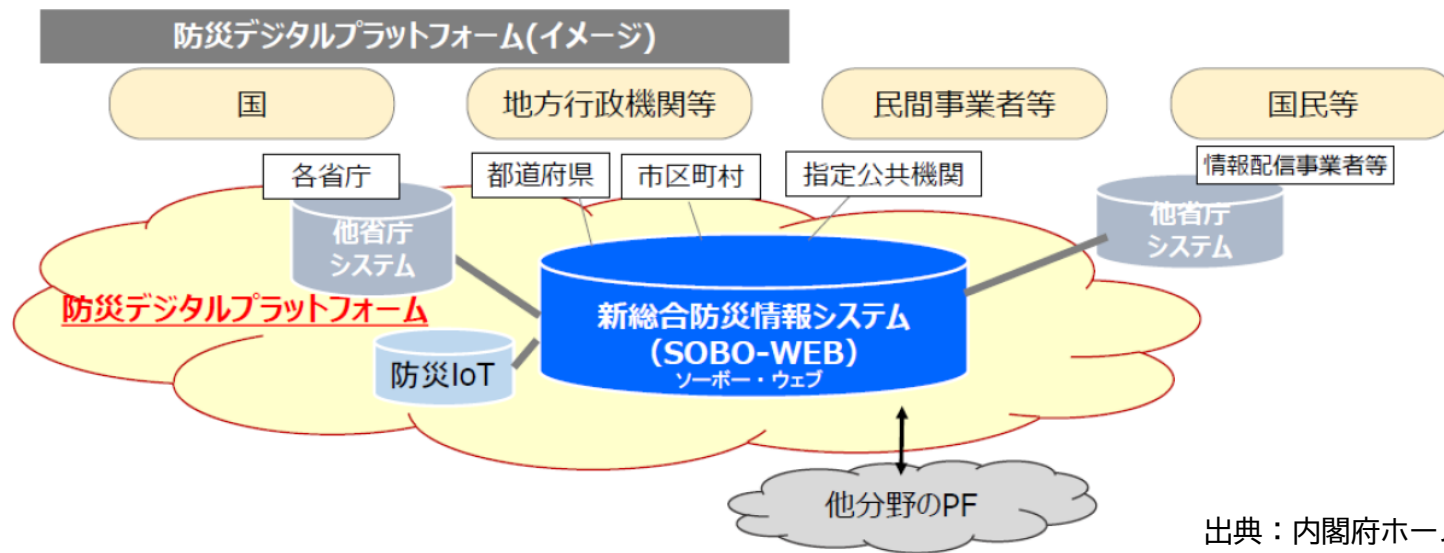
2 国や県の計画修正に基づく本市地域防災計画の修正

(1) 最近の施策等の進展を踏まえた修正

① 新総合防災情報システムの運用開始

背景

令和6年4月から内閣府の新総合防災情報システム(SOBO-WEB)が開始し、横断的に共有すべき防災情報をSOBO-WEBに集約するよう国の防災基本計画に追加された。



出典：内閣府ホームページ

市防災計画に追加した内容【資料2-1 P122参照】

市の災害総合情報システムによって、速やかに関係機関に対し被害状況等の情報を提供・共有（R5の計画修正時に追加した内容を一部修正）

対応状況 県FUJISANシステムを経由して間接的な連携体制を構築済み

2 国や県の計画修正に基づく本市地域防災計画の修正

(1) 最近の施策等の進展を踏まえた修正

② 水害対策の強化

背景

令和5年7月28日に閣議決定の国土強靱化基本計画に、道路やアンダーパス部等における排水施設及び排水設備の補修対策等を推進することが明記された(今年度の修正で防災基本計画に明記)。

■ 実施主体:国土交通省 四国地方整備局

■ 対策の概要及び事業費

路線	対策内容	事業費	対策期間
国道56号	無停電化対策 (発動発電機設置等)	約2億円	H30~R2

※高知県 国道56号 維持管理における、3か年緊急対策事業費(冠水)の総額

【位置図】



【令和4年7月豪雨における効果】

平成30年9月降雨
24時間雨量: 約35mm
・降雨に伴う停電を起因とした道路冠水により、約4時間の通行止めが発生



令和4年7月豪雨
24時間雨量: 約427mm
・冠水なし(通行止めなし)

【対策内容】

<被災事例>



冠水対策



出典: 内閣官房HP 令和4年度における防災・減災、国土強靱化の取組と効果発揮事例より抜粋

市防災計画に追加した内容【資料2-1 P37参照】

・アンダーパスなどの道路冠水防止や、橋りょう等の流出防止対策を推進

対応状況 国の補助メニュー等を活用し各種対策を継続的に実施している

2 国や県の計画修正に基づく本市地域防災計画の修正

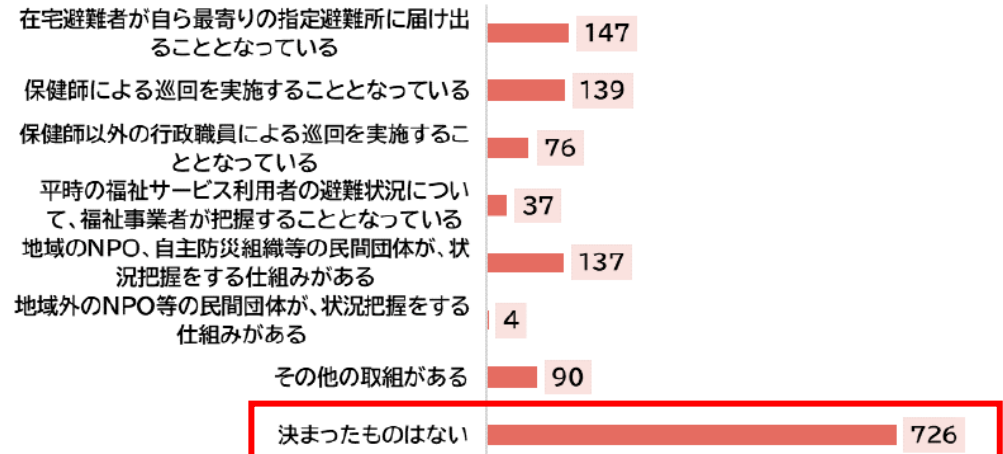
(1) 最近の施策等の進展等を踏まえた修正

③ 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

背景

近年の災害で自宅等で災害関連死が多く発生していること等を踏まえ、国の「避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会（令和6年6月）」で今後、市町（都道府県）で取り組むべきとされた方策等が国の防災基本計画に追加された。

とりまとめに係るアンケートの抜粋
在宅避難者の把握方法について決めている
ものがあれば教えてください。
（回答者：市区町村）



出典：「避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会とりまとめ資料」より抜粋

市防災計画に追加した内容【資料2-1 P66ほか参照】

- ・ 避難所外避難者の状況把握の対象者や優先順位づけ等の検討
- ・ 在宅避難者等の支援方策の検討

対応状況 状況把握や支援方策は制度設計されていないことから、関係部局等と課題を整理中

- ・ 車中泊避難を行うためのスペースを設置するなどの支援方策の検討

対応状況 指定避難所(市有施設)のグラウンド等における受入スペースを調査し、運用課題を整理中

2 国や県の計画修正に基づく本市地域防災計画の修正

(2) 関連する法令の改正を踏まえた修正

- ・活動火山対策の強化

背景 令和5年に活動火山対策特別措置法の一部が改正され、8月26日が「火山防災の日」とされた。

火山防災の日（第37条関係）【新規】

- ・国民の間に広く活動火山対策についての関心と理解を深めるため、
8月26日を「火山防災の日」に制定
- ・火山防災の日には、防災訓練等その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努める。

明治44年8月26日は、浅間山に日本で最初の火山観測所が設置され、観測が始まった日です。



浅間火山観測所

出典：内閣府HP 活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第60号）の概要より抜粋

市防災計画に追加した内容【資料2-1 P62参照】

- ・「火山防災の日」等を通じて訓練の実施や防災知識の周知徹底を図る

対応状況

- ・富士山火山防災対策協議会構成自治体との訓練を実施している
- ・静岡市富士山火山防災マップを用いて本市に影響を及ぼす可能性のある火山現象等を周知済み

2 国や県の計画修正に基づく本市地域防災計画の修正

(3) 能登半島地震を踏まえた修正<令和6年能登半島地震に係る検証チーム>

① 被災地の情報収集及び進入方策

→有効に機能した設備等の整備の推進（無人航空機、衛星インターネット等）



物資輸送ドローン実証実験



防災訓練での衛星通信
デモンストレーション

市防災計画に追加した内容【資料2-1 P49, 135 ほか参照】

- ・ 衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用の検討
- ・ 交通の途絶により孤立した地域への無人航空機等を活用した輸送手段の検討

対応状況

- ・ 物資輸送ドローンの実証実験や、電波の届きにくい地域での衛星インターネットの通信実験を実施
- ・ いずれの設備も平時の利活用に課題があるため、事業者との連携方策を検討中

2 国や県の計画修正に基づく本市地域防災計画の修正

(3) 能登半島地震を踏まえた修正<令和6年能登半島地震に係る検証チーム>

② 自治体支援

→外部からの応援を迅速、的確に受け入れて情報共有や各種調整を行う体制(受援体制)を整備することが重要。

受援計画の項目別策定状況(令和5年6月1日現在)

	被災都道府県	被災市町村	(全国)都道府県	(全国)市町村	静岡市の状況
①庁内全体の受援担当者の選定	100%	83%	100%	72.3%	○
②受援対象業務の整理	100%	83%	91.5%	58.1%	○
③各業務の受援担当者の選定	100%	78.7%	85.1%	55.9%	○
④応援職員等の受入れ環境の確保	100%	61.7%	89.4%	49.7%	計画見直し中

(出典) 消防庁・内閣府「地方公共団体における業務継続計画策定状況の調査 ※分母に未策定自治体を含む

市防災計画に追加した内容【資料2-1 P112参照】

- ・ 人的応援の受入れに関する受援計画の作成、受入体制の整備
- ・ 派遣職員が被災地において自活するための資機材や装備品等の携帯
- ・ 応援職員等の宿泊場所等の確保・リストアップ

対応状況

- ・ 令和7年度中の受援計画見直しに向けて、庁内調整を実施中
- ・ 今後、県の広域受援計画、ライフライン事業者の応急計画等との整合を図る予定

2 国や県の計画修正に基づく本市地域防災計画の修正

(3) 能登半島地震を踏まえた修正<令和6年能登半島地震に係る検証チーム>

③避難所運営

避難所の充実

- ・パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置
- ・トイレカー等のより快適なトイレの設置等への配慮
- ・避難所における生活用水の確保

支援の充実

- ・高齢化の進展を踏まえた福祉的な支援の充実・明確化
- ・保健医療福祉に係る支援者(J R A T、J D A - D A T等)の明確化



トイレカー



井戸水の活用

出典：令和6年能登半島地震に係る
検証チーム会議資料より

市防災計画に追加した内容【資料2-1 P42, 144, 145, 165ほか参照】

- ・避難所開設当初からの段ボールベッド等の設置や、トイレカー等の設置による衛生環境の確保

対応状況

- ・簡易ベッド1,000基配置済、トイレカー1台整備中、2台は予算化
- ・今年度新設予定の国の交付金を活用し、更なる防災資機材の整備を予定

- ・(生活用水)配水池への給水栓等の整備による、給水車に頼らない応急給水体制の確保(資料6参照)
※井戸水の活用については、令和4年台風第15号の検証を踏まえ計画に登載済み

対応状況

- ・南安倍配水場ほか8つの配水池を活用した応急給水施設を整備予定
- ・災害時協力井戸制度の補助等を拡充し、登録井戸数の向上

- ・避難所等による福祉的な支援の実施
- ・J R A T、J D A - D A T等を含めた多機関連携による医療提供体制の確保

対応状況

福祉的支援については来年度以降の災害救助法改正を見据え、関係部局と対応を検討中

2 国や県の計画修正に基づく本市地域防災計画の修正

(3) 能登半島地震を踏まえた修正<令和6年能登半島地震に係る検証チーム>

④物資調達・輸送

→発災当初、主に市町の職員や自衛隊が車や徒歩などで輸送を行い効率的でなかった。

<石川県の物資拠点における物流改善事例>



手積み・手卸し



フォークリフト等を使って荷下ろし、荷積み



区画整理された物資



雑然と平積みされた物資



パレットに乗せられた物資



出典：令和6年能登半島地震に係る検証チーム（第4回）会議資料

市防災計画に追加した内容【資料2-1 P181参照】

- ・運送業者等との連携による、物資輸送拠点の効果的な運営に必要な人員、資機材等の速やかな確保に努める。

対応状況

- ・ツインメッセ等を物資輸送拠点に指定済みで、県及び協定業者と具体的な運用を協議中
- ・輸送拠点の運営人員や資機材を必要数確保するため、新規協定締結にむけて協議中

2 国や県の計画修正に基づく本市地域防災計画の修正

(4) 県水防計画の変更に伴う修正

① 応急復旧箇所を準重要水防箇所を追加

背景

令和4年台風第15号による被災箇所が、令和5年台風第2号によって県内の50の河川で再度災害が発生したことを踏まえ、応急復旧箇所を準重要水防箇所として扱うこととされた。



応急復旧箇所が再度災害にあった事例（瀬戸川）

出典：静岡県水防業務に関する説明会資料

② 水防区長（静岡県土木事務所長）への通報情報の具体化

水防団・消防団から、氾濫情報が関係者等に共有されていない事例等を踏まえ、越水・溢水を発見した際に、水防管理者（静岡市長）等が、画像・映像と共に現地情報を報告することが県水防計画に明記された。

市防災計画に追加した内容【資料2-2 P46, 73参照】

- ・ 台風等の被災からの応急復旧箇所を、重要水防箇所と同様に通常時の点検並びに水防活動時に巡視・警戒を行い、水害の軽減・防止に努める。

対応状況 応急復旧箇所の準重要水防箇所としての扱いは、県の対応通知に基づき随時対応予定。

- ・ 河川法に規定する河川について、水防区長に越水情報等を通報する際には、現地確認情報（画像・映像等）とともにを行う。

対応状況 新しい静岡市災害時総合情報システムを活用し収集した情報や、今年度導入した測量用ドローンにて撮影した画像や点群データを共有予定